

平成24年9月27日

教育委員会第9回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第9回定例会記録

◇開会年月日 平成24年9月27日（木曜日）

午後 1時30分開会

午後 2時37分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階 庁議室

◇出席委員 5名

委員長 阿部盛男君

委員 津嶋ユウ君
(委員長職務代行者)

委員 今井多貴子君

委員 窪木好文君

教育長 境直彦君

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局長 佐藤和夫君

事務局次長兼
教育総務課長 小畑孝志君

事務局次長
(震災復興
担当) 真保洋君

学校教育課長 山田元郎君

学校管理課長 狩野之義君

生涯学習課長 細目恵寿君

体育振興課長 亀山栄記君

図書館長 今野金俊君

◇書記

教育総務課
課長補佐 大崎正吾君
教育総務課
主任主事 多田恭子君

教育総務課
主任主事 山内龍一郎君

◇付議事件

一般事務報告

・教育長報告

・図書館・分館システムネットワーク事業の運用開始について

報告事項

- ・報告第13号 専決処分の報告について

専決第13号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例

専決第14号 平成24年度石巻市一般会計補正予算（第4号）

（教育委員会の事務に係る部分）

専決第15号 公の施設の利用に関する協議について

審議事項

- ・第54号議案 国指定名勝齋藤氏庭園保存整備計画策定委員会設置要綱

- ・第55号議案 石巻市立幼稚園園則の一部を改正する規則

協議事項

- ・相川小学校、橋浦小学校及び吉浜小学校の3校統合に伴う新設校の校名について

その他

午後 1時30分開会

○委員長（阿部盛男君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから平成24年第9回定例委員会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はございません。

会議録署名委員の指名

○委員長（阿部盛男君） 会議録署名委員の指名を行います。

今回は、窪木委員をお願いいたします。

教育長報告

○委員長（阿部盛男君） 本日の案件ですが、一般事務報告が2件、報告事項の専決処分の報告が3件、それから審議事項が2件、協議事項が1件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

初めに、教育長報告について、教育長からお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） それでは一般事務報告をいたします。

今回は、石巻市議会第3回定例会における内容についてご報告いたします。

一般会計補正予算及び条例の一部改正等につきましては、この後の報告事項で行います。

私からは、環境教育委員会並びに一般質問での答弁内容についてお話ししたいと思います。

環境教育委員会では、学校防災検証事業費の経過について説明をしております。内容は、7月と8月に遺族との話し合いを行い、8月の開催案内には学校防災検証事業についての概要を同封し、当日は遺族54世帯のうち22世帯の方々に出席いただき、事業について説明をいたしました。ご理解は得られておりません。

次に、20日から行われました一般質問の主な内容ですが、小中学校の通学路の危険箇所の把握と安全対策について、2つ目はいじめの実態把握と具体的な取り組みについて、3つ目は大川小学校について、4つ目、野球場の現状について、5つ目、7月に行われました防災訓練の内容について、次が子供のアレルギー対策について、震災関係では、桃生小学校のプール、それから湊小、湊中学校の改修工事関係についてという質問がありました。

この中から、2つご報告させていただきます。

1つ目は、通学路の安全対策についてであります。

答えている内容としましては、今年度に入り、登下校中の児童の列に自動車が突進し、死傷者が発生するという事故が全国で相次いだことから、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁の合同による通学路における緊急合同点検を実施することとなり、本市においても去る8月、各小学校から報告されました通学路の危険箇所の中から、所轄警察署、道路管理者で協議を行い、交通安全の観点から危険箇所を抽出し、その抽出したすべての箇所について学校関係者と現地を点検し、安全対策案を検討しました。具体的な安全対策といたしましては、横断歩道、道路標識、街灯の設置や、通行車両への注意喚起を促すための減速バーの路面標示等を講じたほか、学校においては街頭指導の実施や交通安全教育により一層取り組んでいくことと答えております。

続いて、大川小学校関連では、5点について質問がございました。

1つ目は、6月以降の遺族会との話し合いについて、2つ目は8月21日に実施した現場検証について、3つ目が平野文部科学大臣との意見交換内容について、4つ目は第三者委員会の今後の見通しについて、5つ目が大川小学校への支援金の管理運営についてということでございます。

1つ目のご遺族との話し合いについては、7月8日と8月26日の2回にわたり実施しており、7月8日の話し合いでは3月18日の説明会で遺族の皆様から質疑等がありました点についてお話しをし、8月26日の話し合い並びに説明会では、亀山市長も出席し、7月の話し合いで説明があいまいな点や、8月21日に実施した現場確認作業の概要について報告したこと、第三者機関による検証についても遺族の皆様を理解を求めたことも答弁しております。

また、遺族の皆様とは、残念ながら十分な共通認識ができていないというのが実情であり、教育委員会のこれまでの対応に対し、遺族の皆様が不信感を抱いていることも否めないというお話をしています。

2つ目の8月21日に実施した現場検証については、遺族有志の方々と調査で確認できたのは、第一に子供たちが学校を出て交流会館の玄関前を通過して被災するまでの経路について、遺族の方や地域の方々のお話をもとにおおよそをつかむことができたということです。2つ目には、その経路の距離を割り出すことができたという点で、経路の距離は校庭中央から、児童の先頭がたどり着いたと思われる県道の手前まで、186.4メートルとなっております。今後も、地域の方々の情報をいただき、当時の児童、教職員の状況をより確かなものにしていきたい、また遺族の皆様と一緒に確認を行ったことは、事実関係の共有を図り、今後の話し合いの土台づくりができたと考えている旨、答弁しました。

3つ目の平野文部科学大臣の石巻市訪問については、市長が答弁しております。

その内容は、平野文部科学大臣の訪問の目的は、1つ目が慰霊であり、2つ目が捜索について、3つ目が検証についてであること。捜索については、現状と今後の予定を説明し、現地も視察していただき、関係部局への働きかけをお願いしたこと。検証については、市議会第2回定例会における附帯決議に基づき、第三者による検証をしっかりと行い、本市と宮城県が一体となって取り組んでいけるよう文部科学省も協力するとのお話を大臣からいただいています。最も被害が大きかった大川小学校について、できるだけ早く客観的な検証を行い、今後の教訓を得ることの重要性は国、県、市が共通して認識していくことで、今後も遺族の皆様の気持ちに配慮しつつ検証を進めるとともに、捜索を継続してまいりたい旨、考えているということを答弁しております。

4つ目の第三者委員会の今後の見通しについてであります。7月8日の遺族との話し合いにおいて、第三者機関の調査方法などについて、公文書をもとに検証するのか、遺族の意見も取り入れるのかなどの質問があり、8月26日の話し合いでは、案内文書とあわせて第三者機関による学校防災の検証についての文書を添えて、すべての遺族の方に案内をしたこと、またその話し合いの場では、二度とこのような被害が発生しないよう被災時の状況と教訓の整理を行い、後世に伝えることが重要であり、最も被害が大きかった大川小学校について、第三者機関が被災状況を中立の立場で客観的に整理し検証することにより、今後の学校防災の改善、向上に役立てていくという趣旨について改めて説明したこと等を答弁しております。今後につきましては、遺族の皆様と共通認識をふやしながら、継続して働きかけを行い、一日も早く第三者機関による検証が受けられるよう努めていくということも答弁しております。

5つ目の大川小学校に寄せられた支援金の管理運営についてであります。学校で取り扱う金銭については、本市で定めた石巻市立小中学校徴収金事務取扱規程により各学校で管理しており、震災支援金についても公金に準じた取り扱いをするよう各校に指示していること、その活用については各学校が自校の実情に合わせて教育活動の充実を図るために有効活用していることを答え、大川小学校については在籍する児童に対する支援金についてPTA会長名義の口座を設け管理し、校外学習費用等に活用していること、またいまだ行方がわからない児童の捜索や慰霊碑購入のための支援金については、学校において別口座を設け管理し、遺族の方と相談して活用しており、今後もしばらくご支援いただいた方々の意向に沿った適切な活用が図られるものと考えている旨、答弁しています。

以上が主な内容であります。

報告を終わります。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明、委員会への報告に対しまして、ご質問等ございましたらどうぞ。

1点、お聞きしますが、第三者委員会による検証ですが、いつごろこのメンバーが決まって、いつごろ具体的に検証作業に入る予定でしょうか。現時点で見通しは立っておるのでしょうか。

○教育長（境 直彦君） 残念ながら、見通しは立っておりません。それは、議会での附帯決議がありまして、附帯決議は拘束力はないんですが、遺族の同意を得ること、予算を執行する上には遺族の同意を得ることという附帯決議がつけられまして、そのところが現在はまだ得られていない状況です。

○委員長（阿部盛男君） ここでいう遺族というのは、いわゆる74名の児童の遺族ということになりますね。

○教育長（境 直彦君） はい。

○委員長（阿部盛男君） 今後の見通しについては、この遺族に対しては現状を説明いただきましたが、具体的にはどういう働きかけをするのでしょうか。

○教育長（境 直彦君） 7月、8月の答弁の中身でもお話ししているとおり、7月では、こういう形で検証事業というものを考えている旨お話しをし、8月の開催案内には検証事業の案を同封しまして、全遺族が検証事業というものはどういう内容であるかということの素案、案内文と一緒に説明文も一緒にして、ただ当日参加したのは22世帯ですので、その方には8月26日の説明会では中身はお話ししましたが、現実にはその場でもまだ同意は得られていないという状況です。

○委員長（阿部盛男君） この出席した22名の遺族の方、同意をしないというのはどういうことに対して同意の意思表示をしていないのでしょうか。

○教育長（境 直彦君） まだ教育委員会との話し合いが続いているので、検証するにはまだ早いということです。

今後とも遺族との話を続けていく中で、同意が得られるよう努めていかなければならないし、それとスケジュールが今後どうなるかはまだまだ時間はかかるということです。

○委員長（阿部盛男君） 第三者機関による検証の際、いわゆる一部の遺族の方は自分たちの考えといいますか、自分たちの代表も入れてほしいという意向もあるやにお聞きしたことがありますか、そうでしたか。

○教育長（境 直彦君） 全体の間ではまだ、代表者による打ち合わせの間ではそのようなお

話はしておりますが、全体の場での具体的な話まではまだっていないようです。

○委員長（阿部盛男君） 第三者機関による検証となったときは、当事者はやはり省いて検証するのが望ましいのではないかなというふうに思っているんです。というのは、いろんな考えがそこに、当事者ですから遺族としての考えが入って、それが入ったのでは第三者が公正な立場での検証というのはなかなか難しいのではないかなんていうふうなことを考えております。遺族の方々からそういう要請があったというのは、公正さを保つ意味でも、いわゆる資料提供は委員会のほうで持っているのやなんか、足りなければ遺族の方持っているのを集めてでも、会議そのものの機関のメンバーが遺族は不適當ではないかな、適當でないかなというふうには感じているんですが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○教育長（境 直彦君） 今、委員長がお話したとおり、第三者委員会というものはもちろん専門的な知識を有している有識者、なおかつ中立で公平公正な立場で検証作業が進められる方をお願いしたいというのは教育委員会としても、事務局側としても同様の考え方で進めているわけです。

○委員長（阿部盛男君） 皆様のほうから、この件に関してはございませんでしょうか。ございませんか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） それでは次にまいります。

図書館・分館システムネットワーク事業の運用開始について

○委員長（阿部盛男君） 次に、図書館・分館システムネットワーク事業の運用開始について、図書館長からお願いいたします。

○図書館長（今野金俊君） 表紙番号2の一般事務報告資料、1ページをごらんください。

図書館・分館システムネットワークでございますが、これまで図書館本館とそれぞれ6つの分館ございますが、それぞれ別の単独のシステムで運用されておりました。本館の図書のデータはインターネット上で公開しておりましたので見ることはできましたが、各分館の資料のデータ等は全然見られないような状況でございます。これが、まとめて1カ所に集めて運用しようというふうにしようとするものでございます。

背景でございますが、平成22年に本館のシステムを更新しまして、その後平成23年度は河北分館、本年度は河南・桃生・牡鹿分館のシステムを更新いたしまして、新しいシステムとして10月1日より運用を開始しようとするものでございます。

主な内容は、先ほどそれぞれでデータ化、本のデータを持っていたものを1カ所に集めて、それをすべての館で運用するというふうにするものであります。こういうことにすることによりまして、市内の本館、分館であればそれを貸し出し・返却を行うことができると、またそれぞれの分館におきまして、市内のすべての図書のデータが見られるということで、利用者の選択肢が広がって、利便性も図れるというふうに考えております。

その効果でございますけれども、今まで本館、分館それぞれで貸出券を発行していたものが、1枚の貸出券ですべての本館、分館から貸し出し及び返却を行うことができるというふうなことでございます。それによりまして、利用者の利便性を図り、よりよいサービスの提供をすることができるというふうに考えております。

今後の予定は10月1日から開始しようとするものでございます。

そして、その他でございますが、システムの経費としては平成22年度には本館システムの借上料・データ移行料ということで669万4,000円、平成23年度は河北システムの借上料を含めまして448万2,000円、本年度につきましては河南・桃生・牡鹿分館のシステム借上料を含めまして955万7,000円、来年度以降についてはほぼ1,000万円ぐらいの経費を要するものと考えています。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） 今の報告に対して、ご質問ございませんか。

この件についてはないんですけれども、関連してです。

震災後1年半ほど経過して、市民の利用者数はその後やっぱりふえておりますか、一般的にどうですか。

○図書館長（今野金俊君） 震災前の開館日1日当たりということでデータを比較してみたことがございますが、本館につきましては平成23年度は通年で大体6割程度で、分館につきましては河南分館が大体50%ぐらい、桃生分館が大体90%ぐらい、牡鹿分館が30%ぐらいというふうな状況になっております。利用者数で通年で考えますと、全体としては大体6割程度というふうな、震災前と比較して6割程度といった状況でございますが、本年度に入りましては、徐々にではございますが回復しているというふうな現状だというふうになっております。

○委員長（阿部盛男君） 何か、この件で関連、ございませんでしょうか。

ございませんか。

（発言する者なし）

報告第13号 専決処分の報告について

○委員長（阿部盛男君） それでは、以上で一般事務報告を終わりました、次に報告事項に入ります。

報告第13号 専決処分の報告についてのうち、専決第13号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

これは学校教育課長からお願いいたします。

○学校教育課長（山田元郎君） それでは、専決第13号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案件につきましては、平成24年市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月31日付で異議のない旨専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

それでは改正内容について説明いたしますので、表紙番号1の4ページ、併せて表紙番号3の1ページを御覧願います。

本条例は、平成27年4月に石巻市立女子高等学校と石巻市立女子商業高等学校を統合するに当たり、教育委員会において校名を石巻市立桜坂高等学校に選定したことから、石巻市立学校設置条例の一部を改正するものでございます。

石巻市立学校設置条例第5条の表中の「石巻市立女子高等学校」及び「石巻市立女子商業高等学校」の項を「石巻市立桜坂高等学校」に改め、同校の位置を「石巻市日和が丘二丁目11番8号」とするものでございます。

次に、附則でございますが、本条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

また、この条例の施行の際、現に石巻市立女子高等学校及び石巻市立女子商業高等学校に在学する生徒は、この条例の施行の日において、石巻市立桜坂高等学校の生徒になるものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対し、ご意見ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） それでは次にまいります。

次に、報告第13号 専決処分の報告についてのうち、専決第14号 平成24年度石巻市一般

会計補正予算（第4号）教育委員会の事務に係る部分について、報告を受けたいと思います。

これは事務局次長兼教育総務課長からお願いいたします。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） それでは、専決第14号 一般会計補正予算についてご報告を申し上げます。

本案件につきましては、平成24年市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月31日付で異議のない旨専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

それでは、別冊1の1ページから3ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正の前の額に15億3,315万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ100億6,382万9,000円とするものでございます。

それでは、まず歳出からご説明申し上げますので、23ページをごらん願います。

小学校統合関係費980万円を計上しておりますが、これは石巻市立学校災害復旧整備計画に基づき、平成25年4月に統合する小学校に係る閉校記念碑の設置等に要する経費を措置したものでございます。

次に、湊小学校再建事業費に3,480万円、それから渡波小学校再建事業費に4,620万円、それから25ページ下段の湊中学校再建事業費に2,670万円、それから33ページの小学校災害復旧費に7億2,300万円、それから中学校災害復旧費に5億7,930万円を計上しておりますが、これは被災した湊小、それから渡波小、湊中学校3校の災害復旧経費及び校長室や特別教室などの再配置、防災備蓄倉庫の整備等に要する経費を措置したほか、災害復旧費の災害復旧工事一式には被災した石巻小、住吉小、貞山小、開北小、大街道小、釜小、鹿妻小、中里小、山下中、住吉中、荻浜中学校の復旧に要する経費も併わせて措置しております。

なお、湊小学校、渡波小学校、湊中学校3校の災害復旧事業については、平成25年度までの2カ年事業として、36ページ以降に継続費として設定しております。

次に、25ページにお戻り願います。

特別支援教育共同実習所建設事業費に6,318万円を計上しております。これは、実習所の建てかえに伴う地質調査、設計業務、それから仮設の実習所の借り上げに要する経費を措置したものであり、この借上料については平成26年度までの債務負担行為を設定しているところでございます。

次に、29ページ、湊こども園等移転新築事業費に45万1,000円を計上しておりますが、これ

は被災した湊こども園の移転新築経費のうち、災害復旧分を除く増床分等に係る設計業務を措置したものでございます。

次に、関連する33ページ、下段の幼稚園災害復旧費に1,540万5,000円を計上しておりますが、こちらのほうは湊こども園の災害復旧事業に係る地質調査と設計業務に要する経費のほか、住吉幼稚園の災害復旧経費もあわせて措置しております。

なお、湊こども園の災害復旧事業については、事業実施のスケジュール上、年度内に完了しないために、42ページに繰越明許費を設定しているところでございます。

次に、35ページ、総合運動公園災害復旧費に2,440万円を計上しておりますが、これは被災した総合運動公園の復旧に要する経費を措置したものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページをお願い申し上げます。

6目教育費負担金に17万円を計上しておりますが、これは特別支援教育共同実習所を女川町立中学校生徒が利用することに伴う負担金を措置したものでございます。

次に、6ページ、3目の災害復旧費国庫負担金に15億8,125万9,000円、8ページ、7目の災害復旧費国庫補助金に3億9,510万6,000円を計上しておりますが、これは歳出で説明申し上げました小、中、高等学校、幼稚園及び総合運動公園の災害復旧に要する経費に対する財源を措置したものでございます。

なお、各説明の後ろに、（過年度分）と記載されているものについては、災害査定及び補助申請手続の関係で、平成23年度に完了した事業に対する財源が今年度交付されることとなったため、今回の補正予算で計上したものでございます。

次に、12ページ、9目教育費県補助金に33万8,000円を計上しております。これは、湊こども園の移転新築事業費に要する経費の財源を措置したものでございます。

14ページ、4目の災害復旧費寄附金では、震災のために寄せられた寄附金1億2,663万7,000円を、6目教育費寄附金では震災奨学金に対して寄せられた寄附金551万5,000円を計上しております。

次に、16ページ、12目の東日本大震災復興交付金基金繰入金に7,176万6,000円を計上しております。これは、湊小、渡波小、湊中学校再建事業費に要する経費に対する財源を措置したものでございます。

次に、18ページの雑入に6,318万円を計上しておりますが、これは、特別支援教育共同実習所建設事業費に対する財源として、グリーンジャンボ宝くじ市町村交付金を措置したものでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、ご質疑ございましたらどうぞ。
よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それでは次にまいります。

報告第13号 専決処分の報告についてのうち、専決第15号 公の施設の利用に関する協議
について、報告を受けたいと思います。

学校教育課長、説明お願いいたします。

○学校教育課長（山田元郎君） それでは、専決第15号 公の施設の利用に関する協議につい
て説明申し上げます。

本報告につきましては、石巻市長から教育委員会に平成24年市議会第3回定例会に提案され
た案件に対して意見を求められ、専決処分しておりますことから、今回報告するものでござい
ます。

本案件の内容についてであります、資料1の6ページをごらん願います。

石巻市特別支援教育共同実習所は、石巻市立中学校に在学する障害を持つ生徒が、社会に適
応し、社会人として自立するため、他校の生徒との共同作業を通して協調性や自発性、忍耐力
等社会人として自立できる資質を養うことをねらいとして事業運営をしているところでござい
ます。

当該施設について、女川町立中学校の対象生徒が利用を希望していることから、女川町と協
議書を取り交わし、女川町立中学校の生徒も当該施設について利用できるようにしようとする
ものでございます。

公の施設の他の団体の利用につきましては、地方自治法第244条の3第2項で、普通地方公
共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自
己の住民に使わせることができるとされており、さらに第3項において、この協議については
関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないこととなっており、そのため公の施
設の利用に関する協議について、9月定例会において議会の議決を求め、議決されたものでご
ざいます。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長（阿部盛男君） ご質問ございましたらどうぞ。
ございませんでしょうか、よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長（阿部盛男君） それでは、以上で報告事項を終わりました、次に審議事項に移ります。

第54号議案 国指定名勝齋藤氏庭園保存整備計画策定委員会設置要綱

○委員長（阿部盛男君） 第54号議案 国指定名勝齋藤氏庭園保存整備計画策定委員会設置要綱を議題といたします。

生涯学習課長、お願いいたします。

○生涯学習課長（細目恵寿君） それでは、第54号議案 国指定名勝齋藤氏庭園保存整備計画策定委員会設置要綱についてご説明申し上げます。

東日本大震災で被災した齋藤氏庭園の保存修復及び整備を実施するに当たりまして、国指定名勝齋藤氏庭園保存整備計画の策定が必要となりますが、計画に各分野の専門的意見を反映させるため、整備計画策定委員会を設置することとし、国指定名勝齋藤氏庭園保存整備計画策定委員会設置要綱を制定し、齋藤氏庭園の建物等の保存修復を行おうとするものでございます。

それでは、資料1の7ページをごらんいただきたいと思います。

要綱の第1条は、本要綱の設置について、第2条は委員会の所掌事項を定めたものでございます。

第3条は、組織の構成を規定しておりまして、第1項では委員5名以内をもって組織、第2項では委員は1号から5号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する旨を定めたものでございます。

第4条は、委員の任期を定め、第5条は委員会に委員長及び副委員長を置くことを定めたものであります。

第6条は、委員会の会議を規定したもので、第7条は委員会の庶務は生涯学習課で処理することを定めております。

第8条は、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定めることを規定しております。

次に、附則であります。本要綱は平成24年10月15日から施行しようとするもので、最初の会議は委員の委嘱後、教育長が招集しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明につきまして、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(阿部盛男君) ないようですので、第54号議案については原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(阿部盛男君) ご異議ございませんので、第54号議案については原案のとおり可決いたします。

第55号議案 石巻市立幼稚園園則の一部を改正する規則

○委員長(阿部盛男君) 次に、第55号議案 石巻市立幼稚園園則の一部を改正する規則を議題とします。

学校教育課長、説明お願いいたします。

○学校教育課長(山田元郎君) それでは、第55号議案 石巻市立幼稚園園則の一部を改正する規則についてご説明を申し上げます。

資料1の9ページをお開き願います。

本園則の一部改正案については、平成17年度の合併による市立幼稚園の学級編制基準が旧石巻市の規定に合わせ定められましたが、河北幼稚園及び桃生幼稚園については合併前の定員を改正しておらず、募集定員や施設規模との整合性がとれていない状況となっていることから、稲井幼稚園も含め、現状に合わせた定員改正をしようとするものでございます。

施行期日につきましては、附則で平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(阿部盛男君) ただいまの説明に対して、ご質疑ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員(津嶋ユウ君) 質問なんですけれども、対照表を見まして、今のご説明で改正する理由が施設規模と、あと幼児募集の定員が合っていなかったからというふうなお話だったんですが、実際の規則の対照表を見ますと、改正と現行を比較しますと、稲井幼稚園、河北幼稚園は現行より募集幼児の定員はかなり減るわけですね、半分近く減ったりしていますね。それから桃生幼稚園のほうはふえていると、ちょっとですがふやすということ、これは結局施設面のためなのか、それともそれぞれの地域の幼児の減少状況、増加傾向とかそういうことによるもの

なのか、それぞれについてわかりましたら教えていただきたいと思います。

○学校教育課長（山田元郎君）　じゃ、まず稲井幼稚園についてから、順序としてお話ししていきます。

稲井地区の幼児数の減少、または稲井幼稚園の送迎バスの廃止等により、近年入園者数も著しく減少しております。東日本大震災の影響で、仮設住宅の入居等により居住者は若干増加済みでございます。施設については、現在稲井保育所が間借りして保育を行っていましたが、稲井保育所が完成した際には震災前と同様に、稲井小学校の放課後児童クラブが再開する予定であり、余剰教室はないことから、4、5歳児とも1クラス分を定員とする必要があるということで、1クラス分は30人と35人になりますので、そういうところからこのような定員になりました。

それから河北幼稚園です。河北幼稚園につきましては、これも河北地区の幼児数の減少により近年入園者数も減少しておったというところでございます。ただ、東日本大震災の影響で、被災地域から河北地区への仮設住宅への入居により居住者は増加しておりますが、定員どおり園児を受け入れた場合には、実は教室数が不足するという形になります。それで、4、5歳児とも2クラス分を定員とする必要があるということで、その2クラス分の定員に直したというところでございます。

それから桃生幼稚園でございます。桃生幼稚園については、桃生地区の幼児数の減少と保育所入所者の増加により入園者数は減少してきたわけですが、桃生地区においては幼児教育施設が幼稚園、保育所が1施設しかなく、定員を下げた場合には待機児童が発生する可能性もあるということから、5歳児の受け入れを35人に移行することによって、その分河北と同じように2クラス分ということで、130人ということで10名ふやしたということになります。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君）　よろしいでしょうか。

そのほかございませんでしょうか。

石巻市には現在5つの幼稚園あるわけですが、ここに載っている3つの幼稚園、それぞれ幼児の募集定員が減、ないしは増員しております。8月1日現在でも構いません、9月1日でも構いません、この3つの各幼稚園の現在の在籍数はおわかりでしょうか。

○学校教育課長（山田元郎君）　8月1日の人数についてお話し申し上げます。

住吉幼稚園が49名、湊幼稚園が18名、稲井幼稚園が16名、河北幼稚園が100名、桃生幼稚園が73名となります。

○委員長（阿部盛男君） ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第55号議案については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） ご異議ございませんので、第55号議案については原案のとおり可決いたします。

以上で審議事項を終了して、協議事項に入ります。

相川小学校、橋浦小学校及び吉浜小学校の3校統合に伴う新設校の校名について

○委員長（阿部盛男君） 相川小学校、橋浦小学校及び吉浜小学校の3校統合に伴う新設校の校名について協議いたします。

事務局次長兼教育総務課長、お願いします。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） それでは、統合に伴う新設校の校名についてご説明を申し上げます。

別冊2の1ページでございます。

東日本大震災で被災して、校舎が使用できなくなっております相川小学校と吉浜小学校については、平成24年3月に策定しました学校施設災害復旧整備計画におきまして、橋浦小学校を含めた北上地区の3つの小学校を統合して平成25年4月に新設校として開校し、当分の間、橋浦小学校の校舎を使用することに決定しているところでございます。現在は、3校の教職員と父母教師会で組織する北上地区小学校統合準備委員会におきまして、新設校の学校運営、施設整備、PTA活動等について協議を進めているところでございます。

新設校の校名につきましては、平成24年6月29日から7月10日までの期間において、同準備委員会が北上地区の住民や児童、保護者を対象に公募を行い、128件、31種類の応募の中から「北上小学校」を選定し、北上地区の住民に対して周知を図っているところでございます。

応募の内訳については、6ページと7ページにございますが、児童からの応募では北上小学校が88件、にっこり小学校が3件、吉浜小学校が2件、その他各1件となっております。地域住民からの応募では、北上小学校が7件、それからその他が各1件となっており、北上小学校を校名とする意見が大多数となっております。

本日の教育委員会におきましては、北上地区小学校統合準備委員会の校名選定を踏まえまして、新設校の校名決定についてご協議いただくものでございます。

なお、今後の予定といたしましては、12月に開催される予定でございます石巻市議会第4回定例会に、石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例を提案する予定となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらどうぞ。

北上地区統合学校の校名、石巻市立北上小学校です。

ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それでは、相川小学校、橋浦小学校及び吉浜小学校の3校統合に伴う新設校の校名については、「石巻市立北上小学校」でよろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） ご異議ございませんので、相川小学校、橋浦小学校及び吉浜小学校の3校統合に伴う新設校の校名については、「石巻市立北上小学校」といたします。

日程追加について

○委員長（阿部盛男君） ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の議事日程に、職員の人事について、指導主事及び課長以上の職にある者を追加して審議いただきたい旨、事務局から申し出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定に基づいて、議事日程に追加することにしてよろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） それでは、ご異議ございませんので、職員の人事についてを第56号議案、第57号議案として日程に追加をいたします。

第56号議案 職員の人事について（指導主事）

第57号議案 職員の人事について（課長（これと同等の職を含む。）以上の職にある者）

○委員長（阿部盛男君） 再度お諮りいたします。

ただいま日程に追加いたしました第56号議案と第57号議案につきましては、人事案件でございますので、秘密会として審議することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(阿部盛男君) では、ご異議ございませんので、第56号議案及び第57号議案は秘密会で審議することといたします。

委員及び関係説明員以外の方は、暫時退席をお願いいたします。

(秘密会開催)

○委員長(阿部盛男君) それでは会議を再開いたします。

その他

○委員長(阿部盛男君) 以上で審議事項を終了して、その他に入ります。

初めに、委員の方々から何かございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(阿部盛男君) よろしいですか。

それでは、課長方、何かございましたらお願いいたします。

(「体育振興課」との声あり)

○委員長(阿部盛男君) はい、どうぞ。

○体育振興課長(亀山栄記君) 私から、3件についてご報告申し上げたいと思います。

初めに、第2回ふれあいマラソン大会の次年度延期について。

これにつきましては、実はまだ市長日程の調整がつきませんので、市長との協議は整っていませんけれども、まずもって皆さんに現状をお知らせしたいと思います。

お手元に配付しております資料に基づきまして説明を申し上げます。

第2回石巻ふれあいマラソン大会の次年度延期について。

第1回石巻ふれあいマラソン大会、旧シーサイドマラソン大会ですけれども、これにつきましては平成22年11月に会場を石巻市総合運動公園に移して開催した経緯がありますが、東日本大震災により甚大な被害が生じた本市の状況を踏まえ、昨年は全国の警察から交通巡回警備等の支援を受けていた実情であったことから、マラソン大会を開催する以前の問題があり、本年の開催に向けていろいろと検討してきましたが、会場の復旧状況、仮設住宅が建設されたことに伴う諸問題等のさまざまな諸課題を解消するのにかなりの手間と時間を要することから、

次の理由により開催を次年度に延期するものです。

延期の理由といたしまして、1、受け入れ態勢について。

(1) 会場となる石巻市総合運動公園が、現在市民球場及びフットボール場の復旧工事中であり、総合運動公園内敷地の地盤沈下による復旧工事及びフットサル場の建設工事も始まる予定である。

(2) 会場周辺には、仮設住宅や一般住宅が建設されており、道路交通事情等が一変している中で、交通渋滞対策が解決できていない状況である。

(3) 前回大会の反省点を踏まえ、コース上における折り返し地点の間違い、参加選手同士の衝突等が多々生じたことから、走路コースの見直しにおける改善策を検討中であるが、種目数が25種目あり、全体的な競技運営にも影響を及ぼすために、かなりの困難を強いられている。

2として、運営組織体制の見直しについて。

(1) マラソン大会については、実行委員会を組織して開催しておりますが、震災前までと同様に事務全般にわたり市が実務を担うのは、東日本大震災の復旧事務を最優先にした職員配置による大幅な職員数が減員され、疲弊している状況の中では非常に困難なのが実情である。

(2) マラソン大会における市の事務量の大幅な削減策は重要な課題であり、実行委員会実務と行政実務を振り分けし、行政主導型から民間主導型への転換を図る時期にきていると思料されることから、官から民へのスムーズな体制の移行に向けて一定の時間を要する。

平成25年度に開催するに当たっては、関係団体である石巻市体育協会等と協議を行いながら諸課題等を解決し、さらにはオリンピック開催年、本年はロンドン夏季大会、ソチ冬季大会に伴い、JOCから災害復興支援の一環として、石巻ふれあいマラソン大会とオリンピック・フェスタの同時開催も視野に入れていることから、これらとあわせまして、石巻ふれあいマラソン大会がより一層充実した内容になるよう努めていくものです。

以上の状況にありますので、ご報告申し上げます。

それから、続けてよろしいでしょうか。

○委員長（阿部盛男君） はい、どうぞ。

○体育振興課長（亀山栄記君） 2件目は、口頭により説明を申し上げます。

フットサル場の寄附についてであります。本年4月、サッカー選手であります現在ロシアのプレミアリーグにおいてご活躍中の本田圭佑氏の事務所より、東日本大震災に伴い、被災地の子供たちのためにフットサル場の建設に対する支援の申し出があり、本田氏側の意向を受けることといたしました。

フットサル場の建設場所につきましては、石巻市総合運動公園内の大型駐車場とフットボール場の間の緑地帯に建設することについて、本田氏側の了解を得ました。

フットサル場の建設に伴う費用については、本田氏側が災害支援基金を設立し、義援金により設計費、工事費、その他附帯工事等を本田氏側において発注の上実施し、完成後石巻市に寄附することで合意しております。

なお現在、本田氏側で設計業務等を行っている状況であり、工事の着手及び完成時期につきましては、今のところは未定となっております。

次に、3件目についても口頭により説明を申し上げます。

石巻市民球場についてであります。今回の大震災におきまして、アメリカのメジャーリーグベースボールの関係者より総額100万ドルの寄附金をいただきました。日本円にして7,774万円であります。

寄附金をもとにいたしまして、以前は天然芝でありましたが、災害支援の関係上、芝生が使用不能状態になりましたことから、復旧に当たりましては人工芝による改修を行っている状況にあります。

完成は11月末を予定しており、完成後の式典を12月9日日曜日に開催する予定であります。

なお、式典の内容及び現役メジャーリーグ選手の出席については、現在検討中であります。

以上3件、ご報告終わります。

○委員長（阿部盛男君） 何かご質問ございますでしょうか、この3件で。

ございませんでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） それでは、そのほかございましたらどうぞ。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それでは事務局のほうから、次回の予定等について。

○事務局（大崎正吾君） それでは、次回10月の教育委員会定例会につきまして、日程のほうをご連絡いたします。

10月の定例会は、10月25日木曜日、午後1時30分から401会議室で開催いたします。

よろしく願いいたします。

○委員長（阿部盛男君） それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 2時37分閉会

教育委員長 阿 部 盛 男

署名委員 窪 木 好 文